

指名除外措置の公表調書

令和3年11月26日
東広島市 総務部 契約課

	措置要件	贈賄
措置対象者	商号又は名称	株式会社小林建設
	住所又は所在地	東広島市河内町中河内766-1
	代表者職氏名	代表取締役 小林 信朗
	建設業許可 番号等	広島県知事 3518
	指名除外期間	令和3年11月26日から 令和4年7月25日まで
措置理由	事実の概要	令和2年6月ころから令和3年7月ころまでの間、元本市維持課主査に対して公共工事の単価表の情報提供を求め、便宜を図った見返りに賄賂として現金を供与したとして、令和3年11月25日に当該事業者の代表取締役が贈賄の容疑で広島県警に逮捕された。
	措置適用条項	建設業者等指名除外基準要綱第2条第1項に掲げる別表10(1)
	備考	